

平成 29 年度みえスタディ・チェックにかかる問題作成業務仕様書

1 委託事業の名称

委託事業の名称は、「平成 29 年度みえスタディ・チェックにかかる問題作成業務及び発送業務」とする。

2 業務の概要

学習指導要領を踏まえ、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力の定着状況を確認できる内容（主として「活用」に関する問題）を中心に調査問題を作成するとともに、問題等の印刷を行い、県内各小中学校他別途指定する納入先に配送する。

3 履行期間

契約日より平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

4 実施内容

(1) 対象学年、教科、実施時間

ア 第 1 回分

- ・ 小学校第 4 学年、第 5 学年 国語、算数、理科 1 教科 45 分（準備・回収の時間 5 分を含む）で実施
- ・ 中学校第 1 学年、第 2 学年 国語、数学、理科 1 教科 50 分（準備・回収の時間 5 分を含む）で実施

イ 第 2 回分

- ・ 小学校第 5 学年 国語、算数、理科 1 教科 45 分（準備・回収の時間 5 分を含む）で実施
- ・ 中学校第 2 学年 国語、数学、理科 1 教科 50 分（準備・回収の時間 5 分を含む）で実施

(2) 調査対象数

- ・ 小学校等：358 校 各学年約 16,500 名
- ・ 中学校等：155 校 各学年約 16,500 名
- ・ 特別支援学校：4 校

5 納入品

(1) 下記のものを納入品とする。

① 納品書兼受領確認用 F A X 連絡票

② 問題（ルビ振り問題、ルビ振り拡大版問題、拡大版問題を含む）

※中綴じにする

③ 解答用紙（ルビ振り解答用紙、ルビ振り拡大版解答用紙、拡大版解答用紙を含む）

④ 教師用解説資料〔出題内容一覧表、出題の趣旨、解説（各設問の趣旨、枠組み、解答類型、正答について、誤答について、関連するワークシート）学習指導に当たって〕 ※中綴じにする

⑤児童生徒用解答解説（ルビ振り児童生徒用解答解説を含む）

⑥教室監督指導要領

⑦問題用紙仕分用封筒

⑧解答用紙仕分用封筒

⑨平成 29 年度第 2 回実施マニュアル及び平成 30 年度第 1 回実施マニュアル

※解説資料：全国学力・学習状況調査解説資料と同等以上のもの

・学習指導に当たっては教員用指導資料とし、全国学力・学習状況調査の解説資料、授業アイデア例を参考に作成（各問題を挿入）。この資料をもとに、教員は問題や結果を活用して授業改善を行うとともに、指導主事等が各教員に授業改善の支援を行う。

※解答類型：各設問についての正答・予想される誤答・無解答などの解答状況を分類し整理したもの

類型 1～類型 8(最大)…正答・予想される誤答の類型

類型 9…「上記以外の解答」（類型 1 から 8 までに含まれない解答）

類型 0…「無解答」

※実施マニュアル：全国学力・学習状況調査の調査マニュアル（教室監督者用も含む）を参考に県教育委員会事務局が指示した内容で作成。

(2)問題用紙は A3 版 2 ッ折りで 12 頁前後とし、中綴じで 2 箇所留める。

(3)使用する用紙は、両面印刷等を考慮し、調査問題に適しているものとする。特に解答用紙は、児童生徒が消しゴム等を使用することを前提に用紙の選定を行うこと。

6 問題等の作成

(1)問題作成の体制

ア 問題作成の体制は、教科の専門家等、学識経験者を含む組織を設置し、委託者の意図に沿った問題を速やかに作成すること。

イ 問題は、学習指導要領における知識・技能の定着度を測るとともに、思考力・判断力・表現力等を測定できるようにすること。

ウ 三重県教育委員会事務局の各教科担当指導主事と連絡調整を図り、問題作成を進めること。

エ 問題に使用する著作物等の使用許諾については、受託者において適切に処理すること。

(2)出題範囲

ア 平成 29 年度第 2 回については、当該学年 12 月までに含まれる指導事項と調査対象学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、平成 30 年度第 1 回については、調査対象学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とする。

※全国学力・学習状況調査結果やみえスタディ・チェック結果から明らかになった、三重の学力にかかる課題（各教科）の検証や改善に活用できる問題とすること。

※小学校第 5 学年、中学校第 2 学年対象の平成 29 年度第 2 回みえスタディ・チェックにおいては、平成 29 年度第 1 回みえスタディ・チェックから明らかとなった課題の改善状況を検証できる問題を含めて出題すること。

イ 小学校第 4 学年及び中学校第 1 学年の出題内容は、上記「ア」の内容に加え、特に、小学校第 1 学年から第 3 学年の内容及び小学校の内容についてもそれぞれバランスよく出題すること。

(3) 出題内容

ア 全国学力・学習状況調査と同様に A 問題「主として「知識」に関する問題」と B 問題「主として「活用」に関する問題」で構成すること。なお、問題数については以下の問題数を参考に、小学校各教科 40 分、中学校各教科 45 分で実施できるものを作成すること。

イ 原則として、問題文等を全国学力・学習状況調査問題にあわせ作成すること。

小学校国語		小学校算数		小学校理科	
大問番号	小問番号	大問番号	小問番号	大問番号	小問番号
1(A 問題)	(1)～(4)	1(A 問題)	(1)～(4)	1(AB 問題)	(1)～(5)
2(AB 問題)	(1)～(3)	2(A 問題)	(1)～(4)	2(AB 問題)	(1)～(5)
3(B 問題)	(1)～(3)	3(B 問題)	(1)～(3)	3(AB 問題)	(1)～(5)
4(B 問題)	(1)～(3)	4(B 問題)	(1)～(3)	4(AB 問題)	(1)～(5)
		5(B 問題)	(1)～(3)		

中学校国語		中学校数学		中学校理科	
大問番号	小問番号	大問番号	小問番号	大問番号	小問番号
1(A 問題)	(1)～(4)	1(A 問題)	(1)～(8)	1(AB 問題)	(1)～(5)
2(AB 問題)	(1)～(3)	2(A 問題)	(1)～(8)	2(AB 問題)	(1)～(5)
3(B 問題)	(1)～(3)	3(B 問題)	(1)～(3)	3(AB 問題)	(1)～(5)
4(B 問題)	(1)～(3)	4(B 問題)	(1)～(3)	4(AB 問題)	(1)～(5)
		5(B 問題)	(1)～(3)		

7 校正

(1) 校正は、原稿段階で計 3 回程度、組版後は計 2 回程度とする。(ただし、教科によって校正回数が増減あり)

8 再委託

(1) 「平成 29 年度第 2 回、平成 30 年度第 1 回みえスタディ・チェックにかかる問題作成業務及び発送業務」の全部を第三者に委託することはできない。また、本業務のうち、その内容の一部を第三者に委託するときは、三重県教育委員会事務局の承諾を得なければならない。

9 納入日

(1) 平成 29 年度第 2 回：平成 30 年 1 月 23 日(火)

(2) 平成 30 年度第 1 回：平成 30 年 3 月 27 日(火)

10 納入方法

(1) 配送先

- ・ 三重県教育委員会事務局
- ・ 三重県教育委員会事務局教育支援事務所
- ・ 市町等教育委員会
- ・ 学校

(2) 部数

ア 学校への配送

- ・問題用紙、解答用紙については児童生徒数分＋予備（学級数×3）とする。（ただし、予備部数については、契約後の打合せ時に決定）
- ・解説資料は、各学年分それぞれ「学級数＋1」部とする。
- ・実施マニュアルは学校3部とする。

イ 教育委員会への配送

- ・三重県教育委員会事務局学力向上推進プロジェクトチーム各10部
- ・三重県教育委員会事務局教育支援事務所各3部
- ・市町等教育委員会各5部

ウ 電子媒体での納入

- ・下記のことを電子媒体（PDF ファイル）で三重県教育委員会事務局に納品すること。
 - ①問題用紙（ルビ振り問題、拡大版問題、ルビ振り拡大版問題を含む）
 - ②解答用紙（ルビ振り解答用紙、ルビ振り拡大版解答用紙、拡大版解答用紙を含む）
 - ③教師用解説資料
 - ④児童生徒用解答解説（ルビ振り児童生徒用解答解説を含む）
 - ⑤平成29年第2回度実施マニュアル及び平成30年度第1回実施マニュアル

(3) その他

ア 定められた期日までに配送すること。特に離島等の学校については、事前に各市町教育委員会と連絡調整すること。

イ 配送の完了を確認するとともに、その状況を三重県教育委員会事務局に報告すること。

ウ 配送時におけるセキュリティを確保するとともに、不測の事態にも迅速に対応できる仕組みを整えること。

エ 事業全体を通して想定されるリスク（問題漏洩や問題の修正・差し替え、不成立、採点基準の不備等）を最小化するための方策を講ずるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するための体制を整えること。

オ 問題用紙、解答用紙、児童生徒用解答解説、解説資料、実施マニュアルは、乱丁、落丁がないよう十分に留意し、特に問題用紙は、写真、図表等が鮮明となるようにすること。

カ 本業務の実施に伴い発生した成果物（作成した問題用紙、解説資料等）の著作権は、三重県に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

1.1 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については、三重県教育委員会事務局と十分に協議しながら円滑に処理すること。